「優良募集情報等提供事業者認定制度」説明会

2023年9月28日、10月4日

TKP市ヶ谷　または　ZOOMウェビナー

優良募集情報等提供事業者認定制度　事務局（全国求人情報協会）

Zoom機能についての説明 オンライン説明会の注意点

■マイクはミュートにし、挙手・拍手の機能は使用しないでください。

Zoomには、拍手や挙手の機能がありますが、こちらの機能は進行の妨げとなります。

使用しないようにご協力をお願い致します。

■質問がある場合は、Q&A機能をご使用ください。

・質問がある場合は、Q&A機能を使用して質問してください。（会場ではQ&Aの時間を設けます）
・画面下の『Q&A』をクリックするとQ&Aの画面が表示されます。
・オンラインでいただいた質問は、当日説明会の中でできる限り回答いたします。

アンケートについて

本セミナーにて、アンケートを実施します。
会場でご参加の方には、机上のアンケート用紙にご回答ください。

オンラインでご参加の方はチャットのＵＲＬをクリックし、アンケートに回答ください。
その際、ZOOMウェビナーは退室せず、そのままの状態でお願いします。
画面下の『チャット』をクリックすると、チャット画面が表示されます。

後程、チャット画面にURLを送りますので、URLをクリックし、回答ください。
回答後、説明会中はZOOMウェビナーに戻るようにしてください。

アンケート結果は、委託者である厚生労働省へ報告し、本事業の参考と致しますので、
必ずご回答ください。ご協力をお願いします。

本日のプログラム

開始時間		プログラム	内容
13:00	17:00	開会挨拶、予定説明	
13:05	17:05	制度概要	制度の目的・仕組・対象者、申請から認定までの流れ、 申請要件と認定基準の概要　など
13:20	17:20	申請準備について	申請や審査に向けた準備のポイント、 認定基準クリアのポイント　など
13:35	17:35	認定基準とエビデンス①	「法令遵守」「的確表示」
14:05	18:05	休憩（10分間）	
14:15	18:15	認定基準とエビデンス②	「個人情報」「情報公開」「審査」「苦情」「その他」
15:25	19:25	Q&A	
15:45	19:45	説明会についてのアンケート	
15:50	19:50	閉会	

制度概要

「優良募集情報等提供事業者」認定制度の目的とメリット

求職者・求人者が安心して利用できるよう法令遵守、個人情報保護、募集情報等についての的確な表示、苦情相談対応などについて、一定の基準を満たした募集情報等提供事業者を「優良募集情報等提供事業者」として認定する制度です。認定された事業者は、厚生労働省の運営する人材サービス総合サイトや当認定制度ホームページ等に掲載、求職者・求人者からの社会的な信用の向上などが期待できます。

認定のメリット

求職者	• 安心して利用できる優良な募集情報等提供事業者（メディア・サービス）の判別、選択
求人企業	• 優良な取引先（募集情報等提供事業者）の判別、選択 • 優良な募集情報等提供事業者（メディア・サービス）を利用することによる求職者からの信頼性の向上 • コンプライアンス意識の強化
募集情報等提供事業者	• 求職者、求人者等からの社会的信用の向上（認定マークの使用等） • コンプライアンス意識の強化 • 業界全体の意識の向上 • 悪質業者を排除した健全な競争の実現

「優良募集情報等提供事業者」認定制度の仕組み

厚生労働省より受託した運営団体が設置した認証委員会が制度の設計及び認定基準などの策定を行います。募集情報等提供事業者の審査は、認証委員会が指定した審査認定機関が行います。

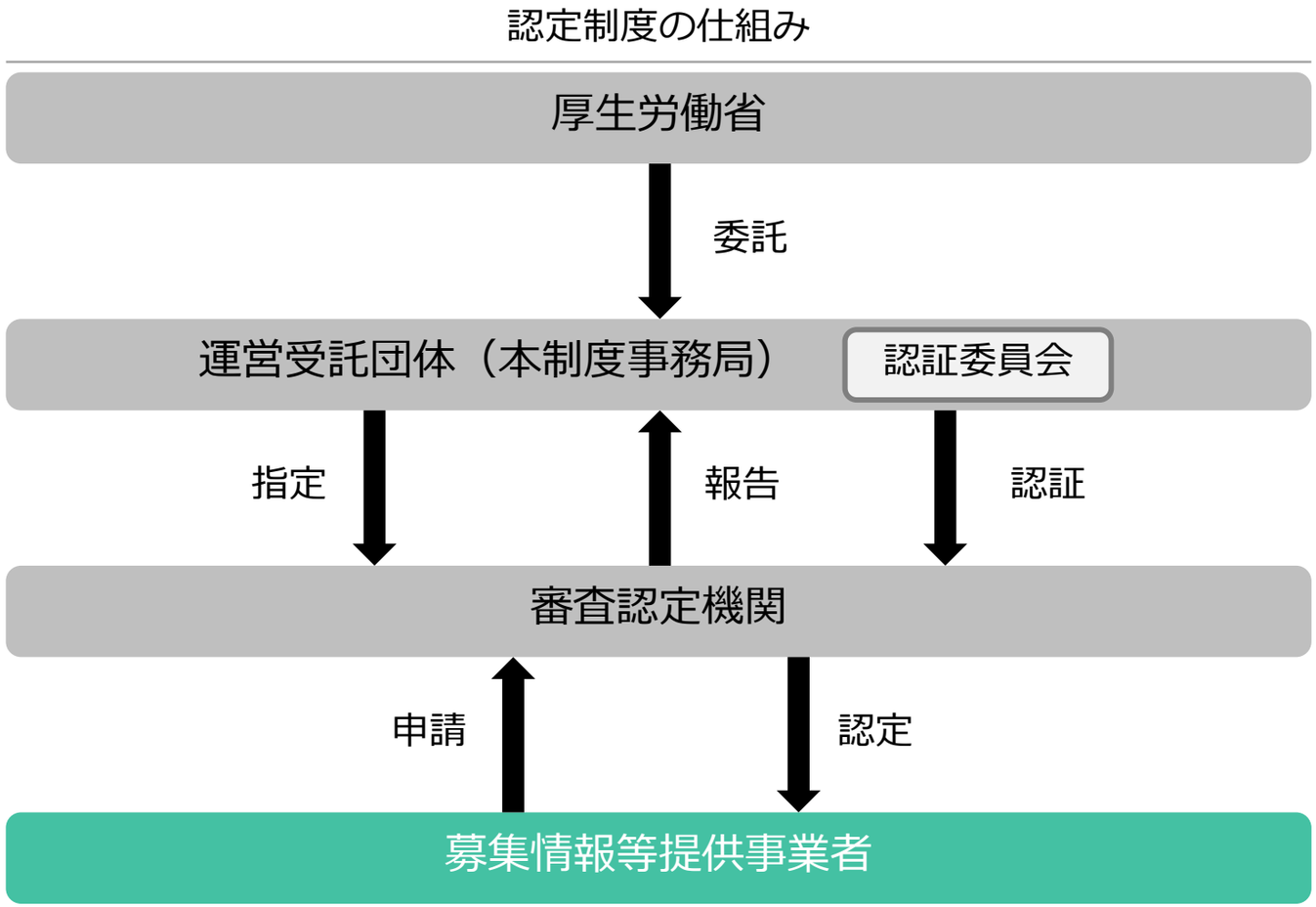

募集情報等提供事業者の類型と本説明会の対象者

2022年の職業安定法改正により、募集情報等提供事業は提供する情報及びその収集方法によって、４つの事業類型に区分させることになりました。
本説明会は、全類型の事業者を対象としています。

事業類型 ※	提供する情報	提供する情報の収集方法(例)	該当サービス(例)
・1号事業者 （特定募集情報等提供事業者） ・1号事業者	求人情報	・求人企業から提供依頼 ・職業紹介事業者から提供依頼 ・他の求人メディアから提供依頼	・求人サイト ・求人情報誌 ・求人情報を投稿するSNS
・2号事業者 （特定募集情報等提供事業者） ・2号事業者		・ウェブ上から収集（クローリング） ・他の求人メディアの転載	・クローリング型求人サイト ・ハローワーク情報の転載サイト
・3号事業者 （特定募集情報等提供事業者）	求職者情報	・求職者が登録 ・職業紹介事業者から提供依頼	・人材データベース ・求職者情報を登録・投稿するSNS
・4号事業者 （特定募集情報等提供事業者）		・ウェブ上から収集（クローリング）	・クローリング型人材データベース

審査対象となるサービス

本制度の審査は事業者単位で行います。事業類型の異なる、または、複数の事業類型にまたがるサービスを運営している場合は**全てのサービスについて審査を受ける必要があります**。（2022年度に認定を受けている場合は、1号事業のみに該当するサービス以外について審査を受けてください）

なお、サービスの事業類型については原則事業者側で判断いただきます。審査後に何らかの理由で事業類型の誤りが判明した場合、不認定や認定取消となる可能性があるので、**正しい事業類型での申請**をお願いします。（自社の事業類型について不明点があれば、必ず所管労働局等へ確認の上、申請ください）

（例）

A社

サービス①（1号事業）
サービス②（1,3号事業）
サービス③（2号事業）

○	①②③全てについて同時に受審
×	②のみについて受審
×	①について受審し、翌年②③について受審

申請から認定までの流れ

11月初旬に審査認定機関が指定され、本制度ウェブサイトで公表されます。公表された審査認定機関の中から一つを選んで申請書類等を提出し、原則オンラインで審査を受けます。審査結果を受けて認証委員会が認証を行い、認定の可否結果が通知されます。

＜作業スケジュールのイメージ＞

1.審査認定機関を選ぶ
本制度ウェブサイトで今後公表される審査認定機関をご確認ください。申請には所定の申請料が必要となります。

2.申請
申請に必要な書類を認定制度ウェブサイトよりダウンロードし、必要項目を記入の上、期限までに審査認定機関にご提出下さい。

1.審査に向けた準備
審査認定機関に対するエビデンスの提出とその説明準備を行います。審査やエビデンスの事前送付の日程は審査認定機関から通知がされます。

2.オンライン審査
審査は原則オンラインで実施されます。審査項目の説明者（担当者）を設定の上、説明資料等をご準備下さい。

1.審査結果の受領
各審査機関が認定の可否案を決定、認証委員会に報告し、認証委員会が認証します。認定の可否結果は審査認定機関より通知されます。

2.認定証の受領
申請した審査認定機関より、認定証が送付されます。

認定の有効期間

認定の有効期間は3年間で、有効期間の満了に伴って更新（再度審査を受ける）が必要となります。
なお、2022年度に第1号事業について認定を受けた事業者で、第2～4号事業を兼業している場合は、2023年度に第2～4号の事業について追加審査を受けることが必須であり、有効期間は2025年度までとなります。

申請要件と認定基準（概要）

優良募集情報等提供事業者から提出いただく申請書類等により、以下の申請要件を満たしていることを確認します。なお、4号事業者においては個人情報保護委員会へのオプトアウトの届出が必須となります。

また、認定に当たっては、以下7分類のうち該当する事業類型に求められる認定基準を満たすことが必要です。

申請要件

1. 募集情報等提供事業を開始して、2年以上の事業実績があること
2. 特定募集情報等提供事業を行っている場合は、既に届出を済ませている事業者であること
3. ４号事業を行っている場合は、個人情報保護法第27条第2項に基づくオプトアウト規定により、個人情報保護委員会への届出を済ませ、インターネット等の方法により当該事項を公表していること
4. 直近5年間、労働関係法令に重大な違反をしていないこと
5. 直近3年間、税金を滞納していないこと
6. 直近3年間、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
7. その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実が認められないこと

認定基準

1. 法令遵守に関する基準
2. 的確表示に関する基準
3. 個人情報に関する基準
4. 情報公開に関する基準
5. 審査に関する基準
6. 苦情相談に関する基準
7. その他に関する基準

認定基準の数

認定基準には、必須項目と準項目があります。自社の事業類型に対応した認定基準を確認して、準備を行ってください。

	1号(37項目)		2号(34項目)		3号(31項目)		4号(30項目)	
	必須	準	必須	準	必須	準	必須	準
合計	26	11	24	10	21	10	20	10
法令遵守	2		2		2		2	
的確表示	8	2	6	1	4	1	4	1
個人情報	8	1	8	1	8	1	7	1
情報公開	3	1	3	1	2	1	2	1
審査	2	3	2	3	2	3	2	3
苦情相談	2	2	2	2	2	2	2	2
その他	1	2	1	2	1	2	1	2

申請準備について

申請に向けた準備のポイント①

　申請に必要な書類は、「審査申請書」「申請要件に関する誓約書」「審査対象サービス一覧」「届出受理通知書（厚生労働省発行）」の４つです。申請受付期間はどの審査機関も同じなので、期限に間に合うように提出してください。
※上記に追加し、 1号事業の場合は、「求人広告掲載に関する契約書または申込書」、4号事業の場合は、「オプトアウト届出書」の写しを提出してください。
※申請に必要な書類については、当認定制度のホームページにアップしますので、ダウンロードの上、ご活用ください。

申請日　　年　　月　　日

宛

2023 年度　優良募集情報等提供事業者認定　審査申請書

申請事業者	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	商号	
募集情報等提供事業者区分	□第 1 号(特定)　□第 1 号(非特定)　□第 2 号(特定) □第 2 号（非特定）　□第 3 号　□第 4 号	
届出受理番号（特定募集情報等提供事業者のみ）		
優良募集情報等提供事業者認定番号（更新審査時のみ）		
本社所在地	〒	
資本金		
設立年月日		
募集情報等提供事業の開始年月		
前年度募集情報等提供事業売上高		
事業概要（募集情報等提供事業以外を含む）		
会社 URL		
代表者	役職	
	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	氏名	
従業員数		
申請担当者	所属部署	
	役職	
	ﾌﾘｶﾞﾅ	
	氏名	
申請担当者連絡先	所在地	〒
	電話番号	
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

申請要件に関する誓約書

1）当社は、募集情報等提供事業を開始して、2 年以上の事業実績があります。

2）当社は、特定募集情報等提供事業者として、厚生労働省に届出を済ませています。(特定募集情報等提供事業者のみ)

3）当社は、4 号事業者として、個人情報保護委員会に届出を済ませ、インターネット等の方法により当該事項を公表しています(4 号事業者のみ)

4）当社は、申請日において、直近 5 年間、労働基準法、職業安定法等の労働関係法令について、重大な違反をしていません。

5）当社は、申請日において、直近 3 年間、税金の滞納をしていません。

6）当社は、申請日において、直近3年間、社会保険料及び労働保険料の滞納をしていません。

7）令和 5 年 3 月 17 日厚生労働省職業安定局長発出の「職業安定法第 63 条第 2 号に規定する公衆道徳上有害な業務、又は 違法・有害と疑われる事案への対応について」の通知に関して、適切な対応をします

8）その他、本制度の趣旨に照らして問題となる事実はありません。

以上について相違ありません。

[　　]年[　]月[　]日

申請事業者名

[　　]

代表者名

[　　]

申請に向けた準備のポイント②

運営しているサービスのうち、募集情報等提供事業に該当するサービスを全て記入し、該当する事業類型に〇を記入してください。サービスによって異なる業務マニュアル等で運営している場合は、それぞれの業務マニュアル等を提示し、チェックを受けてください。

審査対象サービス一覧

事業者名	株式会社〇〇
記入日	2022/11/9

※運営されている募集情報等提供事業（1号～4号）サービスをすべて記入ください
※「事業類型」は厚生労働省に届け出ているもの、または、自社の判断で選択したものに〇をつけてください
「第1号（特定）」「第2号（特定）」の（特定）は、特定募集情報等提供事業者を指しています
※「業務マニュアル等」は実際の書類名を記載し、適用されるサービスごとに〇をつけてください

	サービス名	URL	事業類型						業務マニュアル等		
			第1号	第1号（特定）	第2号	第2号（特定）	第3号	第4号	業務マニュアルA	業務マニュアルB	表記規定マニュアル
1	求人サイト1	https://		〇					〇		〇
2	求人サイト2	https://		〇					〇		〇
3	求人サイト3	https://		〇					〇		
4	求人サイト4	https://		〇			〇			〇	〇
5	求人まとめサイト	https://			〇				〇		
6	人材データベース1	https://		〇			〇			〇	

運営しているサービスのうち募集情報等提供事業に該当するものを全て記入してください

申請に向けた準備のポイント③

厚生労働省に募集情報等提供事業者として届出を行った際に発行された「届出受理通知書」の写しを提出してください。

特定募集情報等提供事業届出受理通知書

〒〇〇〇－〇〇〇〇
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ

ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ
ＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸＸ 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課
労働市場基盤整備室

貴殿から届出があった特定募集情報等提供事業届出書については、これを受理したので、下記のとおり通知します。

記

届出受理番号　　５１－募－※※※※※
届出受理日　　令和　年　月　日

※　特定募集情報等提供事業届出書により届け出た事項に変更があった場合や特定募集情報等提供事業を廃止した場合は、速やかに所定の様式にて届出を行うこと。
※　特定募集情報等提供事業概況報告書の提出及び上記届出を行う際、届出受理番号の記載が必要であることから、本通知書を大切に保管しておくこと。

申請に向けた準備のポイント④

1号事業者の場合のみ、「求人広告掲載に関する契約書または申込書」を提出してください。裏面等に利用規約が記載されている場合など、全て提出してください。

申請に向けた準備のポイント⑤

4号事業者の場合のみ、個人情報保護委員会に提出された、「オプトアウト届出書（届出日・届出番号記載）」の写しを提出してください。

届出書（公表用）の記入例と記入上の注意

別記様式第二（第十一条第二項関係）

届出日			
届出番号		-	

届　出　書

（個人情報の保護に関する法律（第27条第２項・第27条第３項）・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第44号）附則第２条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）附則第７条第３項）の規定により、次のとおり届け出ます。

令和　4 年　1 月　4 日

個人情報保護委員会　　殿

届出者の氏名又は名称

○△株式会社

住所又は居所

埼玉県さいたま市大宮区中央町000番地

1．届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1.新規	変更の場合：元の届出番号 （　　-　　）	1.新規 2.変更　（元の届出番号）
個人又は法人等の別	2.法人等		1.個人 2.法人等
届出者の氏名又は名称	（フリガナ）マルサンカク　カブシキガイシャ		
	○△		株式会社
法人番号（13桁）	1234567890123		
届出者の住所又は居所	〒　300　－　0853		
	埼玉県	さいたま市大宮区	中央町
	000番地		
	電話　048（　999　）9999		
届出者の屋号	（フリガナ）		
届出者のホームページアドレス	https://www.marusankaku.co.jp/		
代表者の氏名（届出者が法人等の場合に限る）	（フリガナ）シカクシカク　バツバツ		
	□□　××		

審査に向けた準備のポイント①

認定基準が多岐にわたるため、社内の様々な部署を横断することが想定されます。また、基準を満たしていない項目については審査までに制度やルールを整備・運用している必要があり、準備には時間がかかることが考えられます。事前準備から審査までの各段階で、タスクを整理しながら進めることをおすすめします。

申請から審査までの主なタスク

事前準備	申請要件・認定基準のクリア	申請書類・エビデンスの準備	受審・説明
【体制整備】 審査内容は、経営から法務、営業、システムなど領域が広く、各担当部署との連携体制を作ると準備がスムーズになります。	【現状把握】 申請要件や認定基準のうち、基準を満たしていない項目を洗い出します。 【ルール整備・運用】 基準を満たしていない項目については、ルールや運用方法を一部見直すことで足りるものから、ルールや制度を明確にする必要があるものまで様々あります。ポイントを参考に、基準を満たすために必要な対応を整理します。	【申請書類作成】 申請期間に間に合うよう、申請書類（申請書・誓約書等）を準備します。 【エビデンス準備】 チェックリストを活用し、認定基準に対応するエビデンス例を参考に、エビデンスを収集します。例えば、異なるサービスでも同じルールで運用されている場合は、審査員が分かりやすいよう、提示資料や説明をまとめるなどの工夫を行います。 事前送付については、審査認定機関の指示に従ってください。	【審査リハーサル】 審査に先立って、社内で一連の流れで説明してみることをおすすめします。資料に過不足がないかも合わせて確認するとよいでしょう。 【審査当日】 事前にインターネット環境を確認した上で、当日は準備した内容を説明し、質問対応を行います。 審査結果は後日通知されます。

審査に向けた準備のポイント②

　エビデンス資料等の内容についてはチェックリストをご確認ください。なお、事前送付については、審査認定機関の指示に従い提出してください。併せて、「認定基準にかかるエビデンス及び運用に関する誓約書」を提出してください。
※ 「認定基準にかかるエビデンス及び運用に関する誓約書」については、当認定制度のホームページにアップしますので、ダウンロードの上、ご活用ください。

優良募集情報等提供事業者認定制度

認定基準に係るエビデンス及び運用に関する誓約書

１） 提出するエビデンスに、虚偽は一切ありません。

２） 認定基準を満たす運用を確実に行っています。

以上について相違ありません。

年　月　日

申請事業者

代表者名

審査後の流れ

認定の場合、審査認定機関から認定証および認定マークが送付されますので、PRに活用してください。社名変更や新規サービス立ち上げなど、認定後に審査を受けた内容に変更が生じた場合は速やかに以下の対応を行ってください。対応方法が分からない場合は、運営受託団体にお問い合わせください。また、認定取消とならないように適正な事業運営を行ってください。

不認定の場合は、認定基準を満たさなかった項目とその理由が記載された審査結果通知書が審査認定機関から送付されます。次回の審査に向けて、改善の取り組みを行ってください。

認定後に対応が必要な事例

① 社名変更・合併・分社化等が発生した場合
↓
運営受託団体に届け出る

② 新たに募集情報等提供事業に該当するメディアやサービスを立ち上げた場合
↓
直近の申請時期に追加審査を受ける

※ その他不明な場合があれば、運営受託団体にお問い合わせください

認定取消要件

- 提示した書類や説明に虚偽があった場合（誓約書に反した場合も含む）
- 利害関係を有する者が審査を実施していたことが明らかとなった場合
- 募集情報等提供事業を廃止した場合
- 職業紹介事業改善命令、職業紹介事業停止命令、又は職業紹介事業廃止命令を受けた場合
- 労働関係法令に係る重大な法令違反があった場合
- 個人情報保護法等、その他の法令に係る重大な法令違反があった場合（※公表事案）
- 再審査への協力要請に対して合理的な理由なく応じない場合
- 募集情報等提供事業者が、自ら認定を返上したい旨申し出た場合
- その他、取消が相当と判断された場合

※第2～4号事業を兼ねる事業者が、2022年度に第1号事業について優良認定された場合、2023年度に残りの第2～4号事業の申請をしなかった場合及び不認定となった場合も取消しとする

認定基準について

※別途「認定基準チェックリスト」を基にご説明

お問い合わせ先

「優良募集情報等提供事業者認定制度」について、ご質問・ご相談等ございましたら、
以下ホームページの下部にあります「お問い合わせ」のフォームから、
お気軽にお問い合わせくださいませ。

優良募集情報等提供事業者認定制度　HP

https://yuryonintei.com/

Q&A

※お手すきの際に、アンケートへのご回答をよろしくお願いします

アンケートにご協力ください。

会場でご参加の方は、
机上のアンケート用紙にご回答ください。

オンラインでご参加の方は
チャットのＵＲＬをクリックし、アンケートに回答ください。

アンケートが終わりましたら、
ご退出いただいて問題ございません。

本日は、ご参加
ありがとうございました

再掲

アンケートにご協力ください。

会場でご参加の方は、
机上のアンケート用紙にご回答ください。

オンラインでご参加の方は
チャットのＵＲＬをクリックし、アンケートに回答ください。

アンケートが終わりましたら、
ご退出いただいて問題ございません。